

参考配布

芥川龍之介の「龍」について等

名作に親しもう

芥川 龍之介

蜘蛛の糸（冒頭）



東京書籍（5年下）

○声に出して読みましょう。

ある日のことです。お釈迦様は極楽の蓮池のふちを、独りでぶらぶらお歩きになつていらつしやいました。

池の中に咲いている蓮の花は、みんな玉のようになつて、そのまん中にある金色のずいからは、何とも言えない好い匂いが、絶え間なくあたりへ溢れておりました。

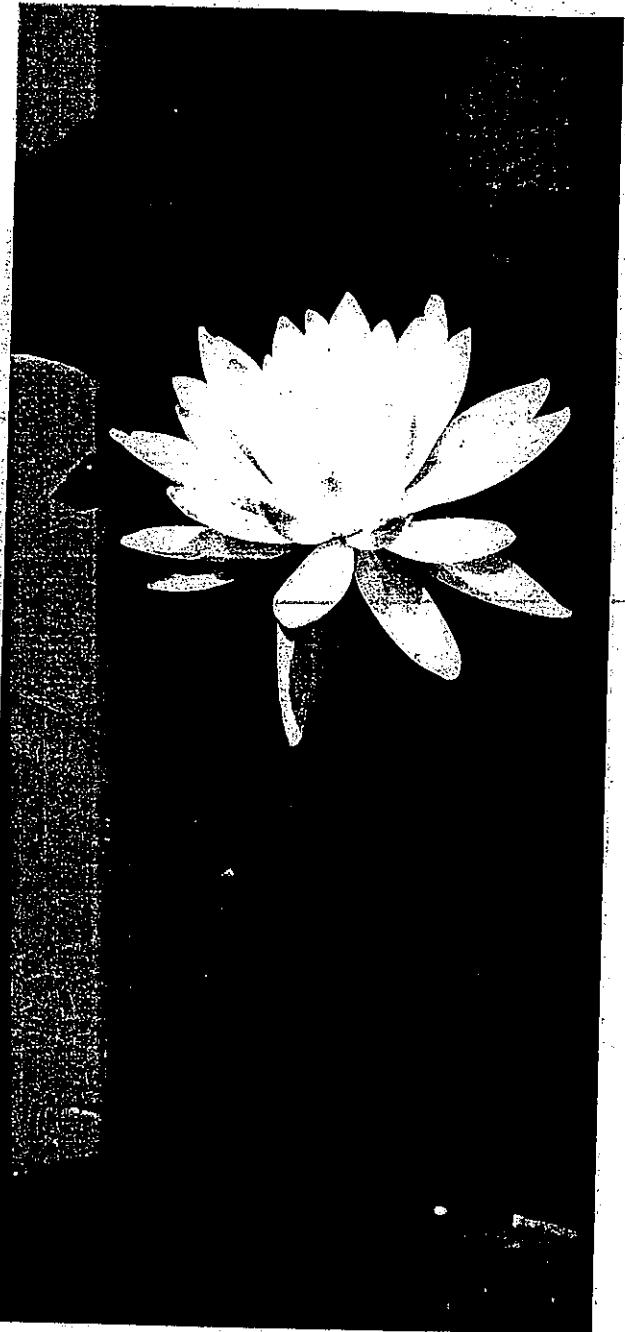
極楽はちょうど朝でございました。

やがてお釈迦様はその池のふちにおたたずみになつて、水の面をおおつている蓮の葉の間から、ふと下の様子をご覧になりました。

この極楽の蓮池の下は、ちょうど地獄の底に当つておりますから、水晶のような水を透きとおして、三途の河や針の山の景色が、まるでのぞき眼鏡を見るように、はつきりと見えるのでござります。

するとその地獄の底に、カンドタという男が一人、外の罪人といつしょにうごめいている姿が、お眼に止まりました。

芥川龍之介の「蜘蛛の糸」は、一九一八年（大正七年）に発表されました。ほかの作品では、「羅生門」「鼻」「芋粥」などが有名です。龍之介の業績を記念して、すぐれた文学作品における「芥川賞」が設けられています。



トロッコ

芥川龍之介

三省堂（中一）

〔質23〕

① 小田原・熱海間に、軽便鉄道敷設の工事が始まつたのは、良平の八つの年だった。良平は毎日村外れへ、その工事を見物に行つた。工事を——といったところが、ただトロッコで土を運搬する——それがおもしろさに見にいつたのである。

トロッコの上には土工が二人、土を積んだ後ろにたたずんでいる。トロッコは山を下るのだから、人手を借りずに走つてくる。あおるように車台が動いたり、土工のはんてんのそがひらついたり、細い線路がしなつたり——良平はそんな景色を眺めながら、土工になりたいと思つことがある。せめては一

度でも土工と一緒にトロッコへ乗りたいと思うこともある。トロッコは村外れの平地へ来ると、自然とそこに止まつてしまつ。と同時に土工たちは、身軽にトロッコを飛び降りるが早いが、その線路の終点へ車の土をぶちまける。それから今度はトロッコを押し押し、もと来た山の方へ登り始める。良平はそのとき乗れないまでも、押すことができたらと思つのである。

ある夕方、——それは二月の初旬だつた。良平は二つ下の弟や、弟と同じ年の隣の子どもと、トロッコの置いてある村外れへ行つた。トロッコは泥だら

けになつたまま、薄明るい中に並んでいる。が、そ

のほかはどこを見ても、土工たちの姿は見えなかつた。三人の子どもは恐る恐る、いちばん端にあるトロッコを押した。トロッコは三人の力がそろうと、突然ごろりと車輪を回した。良平はこの音にひやりとした。しかし二度めの車輪の音は、もう彼を驚かさなかつた。ごろり、ごろり、——トロッコはそういう音とともに、三人の手に押されながら、そろそろ線路を登つていつた。

そのうちにかれこれ十間ほど来ると、線路の勾配が急になりだした。トロッコも三人の力では、いくら押しても動かなくなつた。どうかすれば車と一緒に、押し戻されそうになることがある。良平はもういいと思ったから、年下の一人に合図をした。

「さあ、乗ろう！」

彼らは一度手を放すと、トロッコの上へ飛び乗つた。トロッコは最初おもむろに、それからみみる勢いよく、ひと息に線路を下りだした。そのとた

んに突き当たりの風景は、たちまち両側へ分かれるように、すんすん目の前へ展開してくる。顔に当たる薄暮の風、足の下に躍るトロッコの動搖、——良平はほとんど有頂天になつた。

しかしトロッコは二、三分ののち、もうもとの終点に止まつていた。

「さあ、もう一度押すじゃあ。」

良平は年下の二人と一緒に、またトロッコを押し上げにかかつた。が、まだ車輪も動かないうちに、

- ① 小田原・熱海 小田原は神奈川県、熱海は静岡県にあり、その間の距離は約二十キロメートル。
- ② 軽便鉄道 機関車や車両が小型で、車の幅も狭い鉄道。
- ③ トロッコ かつて土木工事に使われた、レールの上を走る四輪の運搬用手押し車。
- ④ はんてん 胸のひもやえりの折り返しのない上つぱり。祭礼のときなどに用いる。¹⁰²ページの「印ばんてん」の図参照。
- ⑤ 間 長さの単位。一間は約一八メートル。
- ⑥ 押すじやあ 押そつよ。
- ⑦ 短おもむろに きわめて短時間に。
- ⑧ 意有頂天 きみうとうてん

義務教育諸学校教科用図書検定基準

(平成11年1月25日)
文部省告示 第15号

改正 平成12年12月11日文部省告示第181号

目次

第1章 総則

第2章 各教科共通の条件

- 1 範囲及び程度
- 2 選択・扱い及び組織・分量
- 3 正確性及び表記・表現

第3章 各教科固有の条件

〔国語科（「書写」を除く。）〕

〔国語科「書写」〕

〔社会科（「地図」を除く。）〕

〔社会科「地図」〕

〔算数科及び数学科〕

〔理科〕

〔生活科〕

〔音楽科〕

〔図画工作科及び美術科〕

〔体育科及び保健体育科〕

〔家庭科及び技術・家庭科〕

〔外国語科〕

附則

別表

別表

区分	表記の基準
漢字	<p>(1) 小学校において使用する漢字は、国語科を除き「学年別漢字配当表」に示されたその学年までの漢字の範囲に限るものとし、その使用法については、「常用漢字表」(昭和56年内閣告示第1号)によること。また、国語科を除き、その学年に配当された漢字がその学年において取り上げられる場合には、少なくとも各冊ごとの初出の際に読み方を示すこと。</p> <p>(2) 中学校において使用する漢字の範囲及びその使用法については「常用漢字表」によること。ただし、原典をそのまま載せる必要のある場合には、これによらないことができる。この場合においては、少なくとも初出の際に読み方を示すこと。</p> <p>(3) 固有名詞又は専門的な用語について、やむを得ず(1)又は(2)によらない場合には、少なくとも各冊ごとの初出の際に読み方を示すこと。</p> <p>(4) 常用漢字の字体については、「常用漢字表」によること。ただし、教科書体活字を使用する場合には、「学年別漢字配当表」に示された漢字の字体を標準とし、その他の常用漢字については、これに準すること。</p> <p>(5) 常用漢字以外の漢字の字体については、慣用を尊重すること。</p>
仮名	平仮名を用いること。ただし、外来語、擬声語、生物名などを表記する場合、原典をそのまま載せる必要のある場合及び地図の地名に振り仮名を付ける場合などは、この限りでないこと。この場合において、片仮名を用いる場合には、原則として、「外来語の表記」(平成3年内閣告示第2号)第1表及び第2表による。
文體	特に学習上必要な場合及び原典をそのまま載せる必要のある場合を除き、現代口語文を用いること。
仮名遣い	<p>(1) 現代口語文においては、「現代仮名遣い」(昭和61年内閣告示第1号)を用いること。ただし、近代詩歌などの原典をそのまま載せる必要がある場合には、この限りでないこと。</p> <p>(2) 文語文においては、原則として歴史的仮名遣いを用いるものとし、必要に応じて、適切な配慮をすること。ただし、音楽科の歌詞については、歌詞が文語文の場合でも、小学校においては現代仮名遣いを用い、中学校においては、「現代仮名遣い」を用いるか又は併記すること。</p>

送り仮名	<p>(1) 「送り仮名の付け方」(昭和48年内閣告示第2号)の通則1から通則6までの「本則」及び「例外」、通則7並びに「付表の語」(1のなお書きの部分を除く。)によること。ただし、次の場合には、この限りでないこと。</p> <ul style="list-style-type: none"> ア 固有名詞、歴史的名辞などを書き表す場合 イ 専門的な用語を使用する場合 ウ 原典、史料、法令などを引用する場合 エ 漢文の送り仮名を表記する場合 オ 漢字を記号的に用いたり、表に記入したりする場合
ローマ字つづり	「ローマ字のつづり方」の第1表(「そえがき」を含む。)によること。ただし、必要のある場合は、同告示第2表によることができる。
地名・人名	<p>(1) 我が国の地名の表記は、法令などの官報に記載されたものによるが、不備のものについては、国土地理院発行地形図及び海上保安庁水路部発行海図に記載されたものによる。</p> <p>(2) 外国の国名の表記は、原則として外務省編集協力「世界の国一覧表」によること。</p> <p>(3) 外国の地名及び人名の表記については、慣用を尊重すること。</p> <p>(4) 人名のうち、通常、漢字で表記されるものについては、常用漢字の範囲内に限定しないでそのまま表記すること。ただし、児童又は生徒の発達段階からみて無理があると認められる場合には、仮名書きにすること。</p>
用語・記号等	<p>(1) 学習指導要領に示す用語(楽曲名及び音楽家名を含む。)及び記号で児童又は生徒用として適当なものは、これによること。</p> <p>(2) 地図記号は、特殊なものを除き、国土地理院発行地形図記載の地図記号によること。</p> <p>(3) (1)及び(2)以外の用語及び記号で各教科に対応した学術用語集、日本工業規格(JIS)、日本農林規格(JAS)又は文部科学省著作「教育用音楽用語」に示すものについては、児童又は生徒に理解が困難であると認められる場合及び生活の中に定着している用語によることが適当である場合を除き、これらによること。</p>
計量単位	<p>(1) 「計量法」(平成4年法律第51号)に規定する計量単位を用いること。ただし、当該計量単位の中に国際単位系(SI)の単位がある場合には、原則としてこれによること。</p> <p>(2) 特定の目的に慣用上又は学術上認められる単位で、計量法の規定に抵触していないと認められるものは用いることができること。</p>

高等学校教科用図書検定基準

(平成11年4月16日)
文部省告示 第96号

改正 平成12年12月11日文部省告示第181号

目次

第1章 総則

第2章 各教科共通の条件

- 1 範囲及び程度
- 2 選択・扱い及び組織・分量
- 3 正確性及び表記・表現

第3章 各教科固有の条件

- [国語科]
- [地理歴史科 「地図」を除く。]
- [地理歴史科 「地図」]
- [公民科]
- [数学科]
- [理科]
- [保健体育科]
- [芸術科 「音楽」]
- [芸術科 「美術」及び「工芸」]
- [芸術科 「書道」]
- [外国語科]
- [家庭科 (普通教育に関する教科)]
- [情報科 (普通教育に関する教科)]
- [農業科]
- [工業科]

[商業科]

[水産科]

[家庭科 (専門教育に関する教科)]

[看護科]

[情報科 (専門教育に関する教科)]

[福祉科]

附則

別表

第1章 総則

学校教育法に規定する高等学校及び中等教育学校の後期課程の教科用図書の検定においては、その教科用図書が、教科課程の構成に応じて組織排列された教科の主たる教材として、教授の用に供せられる生徒用図書であることにかんがみ、教育基本法に定める教育の目的、方針など並びに学校教育法に定めるその学校の目的及び教育の目標に基づき、第2章及び第3章に掲げる各項目に照らし適切であるかどうかを審査するものとする。

第2章 各教科共通の条件

1 範囲及び程度

- (1) 高等学校学習指導要領(平成11年文部省告示第58号。以下「学習指導要領」という。)に示す教科及び科目の「目標」(以下「学習指導要領に示す目標」という。)に従い、学習指導要領に示す科目の「内容」(以下「学習指導要領に示す内容」という。)及び「内容の取扱い」(各科目にわたる指導計画の作成と内容の取扱い)及び「各科目にわたる内容の取扱い」を含む。以下「学習指導要領に示す内容の取扱い」という。)に示す事項を不足なく取り上げていること。

別表

区分	表記の基準
漢字	(1) 使用する漢字の範囲及びその使用法については「常用漢字表」(昭和56年内閣告示第1号)によること。 (2) 原典をそのまま載せる必要のある場合、固有名詞又は専門的な用語を用いる必要のある場合などで、(1)によらない場合には、少なくとも各冊ごとの初出の際に読み方を示すこと。 (3) 常用漢字の字体については、原則として「常用漢字表」によること。 (4) 常用漢字以外の漢字の字体については、慣用を尊重すること。
仮名	平仮名を用いること。ただし、外来語、擬声語、生物名などを表記する場合、原典をそのまま載せる必要のある場合及び地図の地名に振り仮名を付ける場合などは、この限りでないこと。この場合において、片仮名を用いる場合には、原則として、「外来語の表記」(平成3年内閣告示第2号)第1表及び第2表によること。
文體	特に学習上必要な場合及び原典をそのまま載せる必要のある場合を除き、現代口語文を用いること。
仮名遣い	(1) 現代口語文においては、「現代仮名遣い」(昭和61年内閣告示第1号)を用いること。ただし、近代詩歌などの原典をそのまま載せる必要がある場合には、この限りでないこと。 (2) 文語文においては、原則として歴史的仮名遣いを用いるものとし、必要に応じて、適切な配慮をすること。ただし、芸術科「音楽」の歌詞については、歌詞が文語文の場合でも、現代仮名遣いを用いるか又は併記すること。
送り仮名	原則として、「送り仮名の付け方」(昭和48年内閣告示第2号)の通則1から通則6までの「本則」及び「例外」、通則7並びに「付表の語」(1のなお書きの部分を除く。)によること。
ローマ字 つづり	「ローマ字のつづり方」(昭和29年内閣告示第1号)の第1表又は第2表(「そえがき」を含む。)によること。
地名・人名	(1) 我が国の地名の表記は、法令などの官報に記載されたものによるが、不備のものについては、国土地理院発行地形図及び海上保安庁水路部発行海図に記載されたものによること。 (2) 外国の国名の表記は、原則として外務省編集協力「世界の国一覧表」によること。 (3) 外国の地名及び人名の表記については、慣用を尊重すること。

(4) 人名のうち、通常、漢字で表記されるものについては、常用漢字の範囲内に限定しないでそのまま表記すること。
(1) 学習指導要領に示す用語及び記号で生徒用として適當なものは、これによること。 (2) 地図記号は、特殊なものを除き、国土地理院発行地形図記載の地図記号によること。 (3) (1)及び(2)以外の用語及び記号で各教科に対応した学術用語集、日本工業規格(JIS)、日本農林規格(JAS)又は文部科学省著作「教育用音楽用語」に示すものについては、生徒に理解が困難であると認められる場合及び生活の中に定着している用語によることが適當である場合を除き、これらによること。
(1) 「計量法」(平成4年法律第51号)に規定する計量単位を用いるものとすること。ただし、当該計量単位の中に国際単位系(SI)の単位がある場合には、原則としてこれによること。 (2) 特定の目的に慣用上又は学術上認められる単位で、計量法の規定に抵触していないと認められるものは用いることができるこ